溝辺カントリークラブ 乗用カート利用約款

第1条 (本約款の目的)

本約款は、当ゴルフ場の乗用カート(以下『カート』と称します)の利用 に関する基準を定め、もって施設利用者及び従業員の安全、並びに施設の保 全を図り、かつ施設利用の充実を期す事を目的とします。

第2条 (本約款の遵守)

カートの運転者(以下『運転者』と称します)は、当該カートの同乗者(以下『同乗者』と称し、運転者及び同乗者を総称して『利用者』と称します)は、カート利用に関し、本約款を遵守する義務を負います。

第3条 (利用の申込)

カート利用の申し込みは、プレイ予約において乗用カートの申込みをして 頂きます。

第4条 (運転等の制限)

- 1. カートはゴルフ場施設外では、利用運行することは出来ません。
- 2. 当クラブは、電磁誘導・自走の両方を併用しておりますので、指示に従って走行して下さい。
- 3. カートの走行方法は、スタート室において指示された方法にて走行して下さい。

第5条 (運転者の資格)

- 1. 運転者は、運転免許を有する方に限ります。
- 2. 次の事由ある方は、運転者になることは出来ません。
 - (イ) 運転免許に条件が付されている場合に、当該条件を満たしていない方
 - (ロ) 酩酊、その他の事由で、正常な運転ができない方

第6条 (運行責任者)

- 1. 運転者は、当該カートの運行責任者となります。
- 2. カートの移動又は、停止、同乗者の乗り降り、その他のカート運行に関する事項は、運転者(運転者が複数の場合は、運転担当者・以下同様)の責任において行って下さい。

第7条 (安全運転義務)

運転担当者は、カートの運行に際し、当該カートの装置を確実に操作して、 周囲の状況に応じ、他の人身に対する危害、当該カートに対する損傷あるい は施設に対する損傷を及ぼさないような速度と方法により、当該カートを運 転して下さい。

第8条 (運転中の注意)

運転者は、カートの運転に際しては、次の事項を遵守して下さい。

- 1. 走行の際の注意事項
- ① カートの選定及び運転開始は、係員の指示に従って下さい。
- ② 運転開始に際し、必ずブレーキ、その他の装置が正常に作動することを確認して下さい。
- ③ 発進は、必ず他の同乗者が着座したことを確認して下さい。
- 2. 走行の際の注意事項
- ① カート走行に際し、走行場所、走行方向などの指示があるときは、これに従って運転して下さい。
- ② 起伏のある場所、上下勾配の場所、曲折した場所を通行する場合、予め減速の上、低速で走行しかつ必要に応じて、他の利用者に声をかけるなどして注意を促して下さい。
- ③ リモコン走行の場合、無人カート状態で目視できない場所への送りは しないで下さい。
- 3. 停車の際の注意事項
- ① カートは、斜面その他不安定な場所、あるいは打球の当る可能性のある場所には、停車又は駐車させないで下さい。
- ② カートを離れる時は、必ず他の利用者の降車を確認の上、駐車装置(パーキングブレーキ)を確実にかけて下さい。
- ③ カートの利用を終了する場合 (ハーフ休憩も含む) 必ず係員の指示に 従い駐車して下さい。

第9条 (同乗者等の注意事項)

運転者以外の同乗者はカート利用に際し、次の事項を遵守して下さい。

- 1. カート走行装置(電源・ハンドル・停止・駐車装置など)には、手を触れないで下さい。
- 2. カート走行中(発進・起伏のある場所・上下勾配のある場所・曲折した場所・転落等の危険を伴うような場所)は、必ず把持部分(アームレスト・アシストグリップなど)に掴まって下さい。
- 3. カート走行中は、カートから身体・衣服・用具がはみ出さないよう留意して下さい。
- 4. カートの乗車はカート定員を守って下さい。

第10条 (利用の中止など)

利用者に次の事由がある場合には、当該利用者につき運転を禁止し、カートの利用を中止し、あるいは施設利用を中止していただく場合があります。

- 1. 運転者に運転の資格がないことが判明した場合
- 2. 利用者に、本約款あるいは、クラブ規約その他に反する行為があったとき

第11条 (貴重品及び携帯品等の責任)

ゴルフ用品を含む携帯品及び携帯品の管理は自己責任となります。破損・ 盗難等が発生した場合、当クラブは責任を負いかねます。

第12条 (事故の場合の連絡)

利用者は、プレイ中の事故又はカート事故が発生した場合もしくはカートが故障した場合、プレイを中止し、直ちに最寄りの茶店、もしくはマスター室にその旨を連絡しなければなりません。

第13条 (事故の場合の責任等)

- 1. 運転者が、カートの運行に関し、故意または過失により、人身に危害を及ぼしあるいは施設(カート・その他の施設内の物品を含む)に損害を及ぼす事故(以下『カート事故』という)を起こした場合には、被害者に対し、当該事故により生じた損害を賠償していただきます。
- 2. 同乗者の故意または過失により、カート事故を生じ、またはカート事故を誘発した場合には、当該カートの様態に応じ運転者と連帯して、あるいは単独にて、被害者に対し、当該カート事故により生じた損害を賠償していただきます。
- 3. 同乗者が、カート事故の被害者になった場合において当該同乗者に、 本約款に反する行為があった場合には、事情に従い、運転者に対する 損害賠償請求の全部または一部が、過失相殺により、免責されること があります。
- 4. 当ゴルフ場は、本約款に反する行為があったカート事故による人的、物的損害について一切その責任は負いません。